

山梨県公報

第千五百六十五号

平成十七年

四月二十五日

月 曜 日

目 次

告 示

保安林の指定の予定(二件).....	二九三
使用料の徴収事務の委託.....	二九三
道路の区域変更.....	二九四
道路の供用開始(三件).....	二九四
電線共同溝を整備すべき道路の指定.....	二九五
都市計画の変更.....	二九五
公 告	
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出.....	二九五
農業振興地域の区域の変更.....	二九六
基本測量の実施.....	二九六
公安委員会	
一般競争入札について.....	二九六

告 示

山梨県告示第二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 保安林の所在場所
南巨摩郡増穂町小室字宮ヶ尾五二二九の一、五二二九の二、五二二九の四
 - 指定の目的
水源のかん養
 - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ヶ尾五二二九の一(次の図に示す部分に限る。)、五二二九の二、五二二九の四
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び増穂町役場に備え置いて縦覧に供する。(一)

山梨県告示第二百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 保安林の所在場所
韮崎市清哲町折居字胡桃久保一〇二二の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)

山梨県告示第二百四十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 委託の相手方
甲府市飯田三丁目二番四十四号 財団法人山梨県農業振興公社
- 二 委託に係る使用料
山梨県立フラワーセンターの使用料
- 三 委託の期間
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三七号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三一 一九番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字御坂山二 四九一番の一地先まで	旧	七・〇 三五・〇	三二〇〇・〇
南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三一 一九番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字愛宕山二 五九三番の三地先まで	新	一四・〇 五二・〇	一四八〇・〇
南都留郡富士河口湖町大字河口字湖辺三一 一九番の一地先から 南都留郡富士河口湖町大字河口字御坂山二 四九一番の一地先まで	新	七・〇 三五・〇 一四・〇	三二〇〇・〇 三二四二・〇

五二・〇

山梨県告示第二百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲斐芦安線	甲斐市大字竜王字村東二二八九番の一地先から 甲斐市大字竜王字東裏一七二七番の一地先まで	六八〇・〇	平成十七年 四月二十五 日

山梨県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	下神内川石和温泉停車場線	山梨市大字下石森字雲林六〇〇番の三地先から 山梨市大字大野字天神前六七番の一地先まで	一五・〇	平成十七年 四月二十五 日
		山梨市大字大野字天神原一五七六番地先から 笛吹市大字春日居町桑戸字長塚一二二七番の一地先まで	五二〇・〇	

山梨県告示第二百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年五月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	山梨市停車場線	山梨市大字下石森字雲林六一〇番の五地先から山梨市大字下石森字雲林五九九番の二地先まで	六五・〇	平成十七年四月二十五日

山梨県告示第二百五十四号

電線共同溝の整備等に関する特別処置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。
平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間
県道	韮崎昇仙峡線	韮崎市大字南下条字水無三八九番の四地先から韮崎市大字南下条字下河原五六番の一 địa先まで

山梨県告示第二百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

- 一 都市計画の種類
富士北麓都市計画道路
（三・三・十号 船津小海線 三・四・十三号 富士平浜線 三・五・十号 河口湖駅前線）
- 二 都市計画の変更に係る土地の区域
縦覧に供する図書に明示する部分
- 三 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十七年八月二十五日まで縦覧に供する。
平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山本 栄彦

氏名又は名称	住 所
株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎	東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（一）名称 ビッグサン 昭和店
所在地 中巨摩郡昭和町西条八百六十番一外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前十時	午前九時

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後七時	午後九時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後七時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで

3 変更の年月日

平成十七年四月二日

三 届出年月日

平成十七年四月一日

● 農業振興地域の区域の変更

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり農業振興地域の区域を変更する。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 変更に係る農業振興地域名
河口湖・鳴沢農業振興地域

二 変更に係る区域
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を山梨県農政部長山梨県農政課及び山梨県富士北麓・東部地域振興局農務部に備え置いて縦覧に供する。）

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十七年四月八日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成十七年四月二十五日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 作業種類 基本測量（基本重力測量）

二 作業期間 平成十七年六月一日から平成十八年三月四日まで

三 作業地域 甲府市

公安委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成十七年四月二十五日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

運転免許証ファイリングシステム 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十七年八月一日から平成二十二年七月三十一日まで

4 借入場所

山梨県警察本部長が指定する場所

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十七年山梨県告示第九十七号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づき指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 〇二〇五 山梨県南アルプス市野牛島千八百二十八番地 山梨県警察本部交通部運転免許課庶務担当 電話〇五五 二八五 〇五三三

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から三の1の交付場所において交付する。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十七年六月十日午後一時三十分 山梨県警察本部交通部運転免許課二階第四
教場

4 郵送による入札書の受領期限

平成十七年六月九日正午

5 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

6 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を三の1の場所に平成十七年五月二日から同年五月三十一日までの間（休日を除く。）の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までの間を除く。）に提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured

Computer Systems for Driving License Filing System 1 Set

2 Date and time for tender

1:30PM June 10, 2005

3 Bureau in charge

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police

Headquarters 1828 Yagoshima Minami-Alps-shi Yamanashi-ken 400-0205 Japan

TEL 055-285-0533

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番